

「千葉市再生可能エネルギー等導入計画 改定版（案）」の概要

基本的事項

計画期間：2017年度から2030年度までの14年間とするほか、2050年度の目標も設定する。

基準年度：千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版と併せ、2013年度とする。

目標年度：国の地球温暖化対策計画と併せ、2030年度及び2050年度とする。

対象区域：千葉市内

対象とする再生可能エネルギー等：

- ① 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマス
- ② 工場からの排出される熱など地域に賦存する未利用エネルギー
- ③ コージェネレーションなど効率的に生産あるいは調整され、供給されるエネルギー

導入目標

市の特性や再生可能エネルギー等の利用可能量等を踏まえた上で、市域で要求するエネルギーのうち、2030年度末には7.8%を、2050年度末には15.1%を再生可能エネルギー等で賄うこととする。

ただし、エネルギー政策の見直し等、国が温室効果ガス削減の目標達成のために行う施策の変化に対応し、必要な見直しを行っていくこととする。

【目標設定の基本的な考え方】

- ① 再生可能エネルギー等を可能な範囲で早い段階から最大限導入していく。
- ② 環境省において検討された中長期的な再生可能エネルギー等の普及方策の取りまとめ結果等を踏まえ、エネルギーミックスにとらわれずに目標を算定する。
- ③ 千葉市の特性を踏まえ、太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用、コージェネレーションについて数値目標を設定し積極的に推進するほか、工場排熱利用、水力（小水力）、バイオマスについても導入を進める。
- ④ 再生可能エネルギーは地域の資源であるという考えのもと、地域主導型の導入を推進する。
- ⑤ 計画段階から周辺環境との調和や周辺住民との合意形成を図るなど、持続可能な導入を図る。

主な施策

普及啓発事業や市民向け補助制度、中小事業者向け補助制度等、現計画で計画した施策を継続するとともに、新規施策を盛り込む。

【新規施策】

- ・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等の導入推進
- ・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）の導入推進
- ・営農型太陽光発電等による農地への導入推進
- ・下水道熱及び工場排熱に係るポテンシャルマップの作成による未利用熱の有効活用 等

進行管理

本計画の上位計画である千葉市地球温暖化対策実行計画 改定版の進行管理と合わせて行う。

- ・点検評価と進行管理の手順…PDCAサイクルを基本とした進行管理を行う。
- ・点検評価の指標…各項目の目標値に対して、導入量で評価する。
- ・情報発信…さまざまな広報手段を活用し、情報発信を行っていく。